

中学3年生向け選挙ガイドブック「18歳のわたしへ」印刷・配送等業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、中学3年生向け選挙ガイドブック「18歳のわたしへ」印刷・配送等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 中学3年生向け選挙ガイドブック「18歳のわたしへ」印刷・配送等業務委託
- (2) 業務の内容 別添「中学3年生向け選挙ガイドブック「18歳のわたしへ」印刷・配送等業務委託仕様書」のとおり

2 乙は、前項に掲げる委託業務を履行するに当たっては、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から令和7年11月28日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託業務が完了し第8条の規定による適合の通知をした後に、委託料を乙の請求により支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙の納付すべき契約保証金を免除する。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 乙は、委託業務達成のため、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（実績報告）

第7条 乙は、委託業務が終了したときは、遅滞なく、委託業務の成果を記載した実績報告書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第8条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内

容に適合するものかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

（手直し、補強、取替え又は減価納入）

第9条 乙は、前条の検査に合格しなかったときは、遅延なく、これを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するのに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減額することができる。

（危険負担）

第10条 委託業務（配送等業務を含む。）完了前に生じた印刷物の亡失、毀損等の損失は、すべて乙の負担とする。

（秘密の保持）

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了又は解除後も、同様とする。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

（委託業務の中止等）

第14条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条及び第7条から第9条の規定に準じて精算するものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定による契約の解除により甲に損害が生じた場合において、当該損害額が前項の違約金の額を超えるときは、乙は同項の違約金のほか、その超える額を甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(疑義の処理)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦 ⑥

乙

⑥

特約事項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報（委託業務を処理するため甲から引き渡された住所録等）は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。